第14期
定時株主総会
招集ご通知

2023年10月1日～2024年９月30日

日時 2024年12月24日（火曜日）午前10時
（受付開始時間：午前９時30分）

場所 東京都新宿区西新宿一丁目６番１号
新宿エルタワー30階　サンスカイルームB1会議室

議決権行使期限
2024年12月23日（月曜日）午後５時30分まで

Green Earth Institute株式会社
証券コード：9212

Green Earth Institute

目次

- 第14期定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類 …… 4
  - **第１号議案**　取締役５名選任の件
  - **第２号議案**　監査役３名選任の件
- 事業報告 ……10
- 計算書類 ……28
- 監査報告書 ……37

●お土産及びお茶のご用意はございませんのでご了承ください。何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

証券コード　9212
2024年12月６日
(電子提供措置の開始日) 2024年11月29日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目５番６号
Green Earth Institute株式会社
代表取締役CEO　伊原　智人

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://gei.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会関連資料」「招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Green Earth Institute」又は「コード」に当社証券コード「9212」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年12月23日（月曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1．日　　時　　2024年12月24日（火曜日）午前10時00分
　　受付開始：午前９時30分～
2．場　　所　　東京都新宿区西新宿一丁目６番１号　新宿エルタワー30階　サンスカイルームB1会議室
3．目 的 事 項
　報 告 事 項　　第14期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）事業報告・計算書類の内容報告の件
　決 議 事 項
　　第１号議案　　取締役５名選任の件
　　第２号議案　　監査役３名選任の件

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

行使期限
2024年12月23日（月曜日）午後５時30分まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。
（ご捺印は不要です）



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。（上記の行使期限までに到着するようご返送ください）



議決権行使書のご記入方法

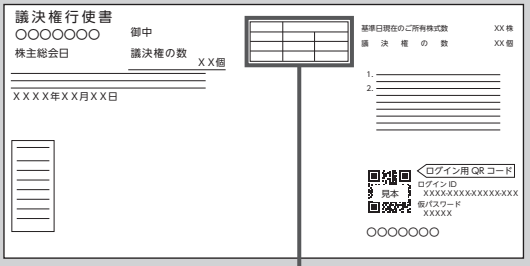

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

第１、２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ **賛** に○印
- 全員反対の場合 ≫ **否** に○印
- 一部候補者に反対の場合 ≫ **賛** に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

株主総会参考書類

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（重要な兼職の状況）		地位及び担当	所有する当社の普通株式数
1	伊原 智人（いはら ともひと） （1968年3月30日生）	1990年 4月 2005年 7月 2011年 7月 2013年 1月 2013年 6月 2013年10月	通商産業省（現　経済産業省）　入省 株式会社リクルート　入社 内閣官房国家戦略室　任用 当社　入社 当社　取締役　就任 当社　代表取締役　就任（現任）	代表取締役 CEO （経営全般）	450,000株
2	川嶋 浩司（かわしま ひろし） （1973年4月6日生）	1996年 4月 2013年10月 2016年 5月 2016年 6月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）　入社 当社　出向 当社　入社 当社　取締役　就任（現任）	取締役 （研究開発）	180,000株
3	浦田 隆治（うらた りゅうじ） （1976年5月19日生）	1999年10月 2003年12月 2011年10月 2017年10月 2019年 6月 2019年11月	虎ノ門合同事務所　入所 ベリングポイント株式会社 （現 PwC コンサルティング合同会社）　入社 株式会社リクルート （現 株式会社リクルートホールディングス）　入社 RPAホールディングス株式会社 （現　オープングループ株式会社）　入社 当社　入社　管理部長 当社　取締役　就任（現任）	取締役CFO （企画管理）	120,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（重要な兼職の状況）		地位及び担当	所有する当社の普通株式数
4	本庄（ほんじょう） 孝志（たかし） (1955年6月26日生)	1978年 4月 1997年 4月 2000年 5月 2007年 4月 2008年 7月 2011年 9月 2011年12月 2015年 6月 2021年 6月	通商産業省（現　経済産業省）　入省 兵庫県　出向 通商産業省　帰任 経済産業省　大臣官房審議官（製品安全担当）　就任 財団法人地球環境産業技術研究機構（現　公益財団法人地球環境産業技術研究機構）専務理事　就任 当社　取締役　就任（現任） 公益財団法人地球環境産業技術研究機構　専務理事　就任（現任） グリーンフェノール株式会社（現　グリーンケミカルズ株式会社）取締役　就任（現任） 二酸化炭素地中貯留技術研究組合　理事　就任	取締役	－
5	別所（べっしょ） 信夫（のぶお） (1949年9月7日生)	1978年 4月 2002年 6月 2006年 5月 2007年 6月 2008年 5月 2009年 5月 2012年 7月 2017年 2月 2018年 1月 2018年 3月 2020年 2月	日本合成ゴム株式会社（現　JSR株式会社）　入社 JSR株式会社　取締役　就任 公益社団法人高分子学会　常任理事　就任 JSR株式会社　監査役　就任 公益社団法人高分子学会　監事　就任 公益社団法人日本工学会　監事　就任 東京理科大学大学院　教授　就任 株式会社RINCs　代表取締役　就任（現任） 株式会社M&Cデザイン　取締役（現任） 合同会社大黒祥　代表社員（現任） 当社　取締役　就任（現任）	取締役	－
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等			
		別所　信夫氏は、化学メーカーにおける取締役としての経歴を有し、また、研究職としての経験を活かし、専門学会の理事や大学教授としての実績を有しています。 同氏と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立的な立場から、事業展開の推進、専門的見地からの技術的指導を担うことが期待されるものであります。			

注１．各候補者と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。
２．当社は、取締役と責任限定契約を締結しておりません。
３．取締役候補者のうち、別所　信夫氏は社外取締役候補者であります。
同氏の当社での社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年10カ月となります。
４．当社は、別所　信夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th colspan="2">略　　歴
(重要な兼職の状況)</th><th>地　　位</th><th>所有する
当社の普通
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">おかやす　しずお
岡安　静夫
(1956年11月14日生)</td><td>1980年 4月
2008年10月
2009年 4月
2011年 6月
2012年 1月
2017年 3月
2017年 3月
2018年 7月
2018年12月</td><td>株式会社三井銀行(現　株式会社三井住友銀行)　入行
株式会社ダイナム　入社
株式会社ダイナム　執行役員
株式会社ダイナムジャパンホールディングス　入社
株式会社ダイナムジャパンホールディングス　執行役
株式会社ダイナムビジネスサポート　監査役
株式会社日本ヒュウマップ　監査役
株式会社ビットクーポン　取締役
当社　監査役(現任)</td><td>監査役</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="4">社外監査役候補者とした理由及び期待される役割等</td></tr>
<tr><td colspan="4">岡安　静夫氏は、金融機関等において培った豊富な業務経験と高い専門的知見をもとに、社外監査役として当社の経営執行等の適法性について、客観的、中立的な監査を遂行できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)		地位	所有する当社の普通株式数
2	髙（こう） 敏晴（としはる） (1973年1月13日生)	1995年 4月 1999年12月 2014年10月 2015年 3月 2015年 7月 2016年 5月 2016年 8月 2018年 8月 2021年 4月 2022年 3月 2022年 4月 2023年10月	株式会社日本長期信用銀行 (現　株式会社SBI新生銀行)　入社 監査法人トーマツ (現　有限責任監査法人トーマツ)　入所 髙敏晴会計事務所　開設　代表(現任) 当社　監査役　就任(現任) コワーキング協同組合　理事(現任) 一般社団法人日本生産技能労務協会 (現　一般社団法人日本BPO協会)　監事(現任) 合同会社フライハイト　設立　代表社員(現任) 株式会社メディカルネット　監査役(現任) 一般社団法人シブヤフォント　監事(現任) 株式会社ミルテル　監査役 一般社団法人ワイヤレス給電実用化コンソーシアム　監事(現任) 一般社団法人共創事業開発協会 監事就任（現任）	監査役	―
		社外監査役候補者とした理由及び期待される役割等			
		髙　敏晴氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な知識・経験等に加え、複数の企業で監査役等に就任されているその見識にもとづき、社外監査役として当社の経営執行等の適法性について、客観的、中立的な監査を遂行できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)		地位	所有する当社の普通株式数
3	増田（ますだ） 吉彦（よしひこ） (1982年4月27日生)	2004年12月 2013年 8月 2015年 7月 2016年 6月 2018年 5月 2019年12月 2020年 5月 2020年 5月 2020年 5月 2020年 5月 2023年12月	あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 朝日税理士法人 入所 増田吉彦公認会計士事務所 開設 代表(現任) 合同会社エムズコンサルティング 代表社員(現任) RPAホールディングス株式会社 (現 オープングループ株式会社) 取締役(監査等委員)(現任) 当社 監査役(現任) RPAテクノロジーズ株式会社 (現 オープン株式会社) 監査役(現任) 株式会社セグメント (現 オープン株式会社) 監査役(現任) オープンアソシエイツ株式会社 (現 オープン株式会社) 監査役(現任) リーグル株式会社 監査役(現任) 株式会社ビースタイルギグワークス (現 ご近所ワーク株式会社) 監査役就任 (現任)	監査役	―
		社外監査役候補者とした理由及び期待される役割等			
		増田 吉彦氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な知識・経験等に加え、複数の企業で監査役等に就任されているその見識にもとづき、社外監査役として当社の経営執行等の適法性について、客観的、中立的な監査を遂行できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。			

注１．各候補者と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。
２．当社は、監査役と責任限定契約を締結しておりません。
３．監査役候補者のうち、岡安 静夫氏及び髙 敏晴氏、増田 吉彦氏は社外監査役候補者であります。
４．岡安 静夫氏の当社での社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって６年となります。
５．髙 敏晴氏の当社での社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって９年９カ月となります。
６．増田 吉彦氏の当社での社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって５年となります。
７．当社は、岡安 静夫氏、髙 敏晴氏、増田 吉彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
８．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事　業　報　告

2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで

1．会社の現況

(1) 事業の状況

① 主要な事業内容

革新的なバイオプロセスを利用した、バイオマスを原料とするバイオ化学品やバイオ燃料にかかる研究開発受託及びライセンス、自社販売、テクノロジーパッケージの４つのビジネスモデルを軸としてバイオものづくりの事業化を行っており、事業体系は、次の事業系統図のとおり研究開発事業とライセンス事業、製品販売事業で構成されております。

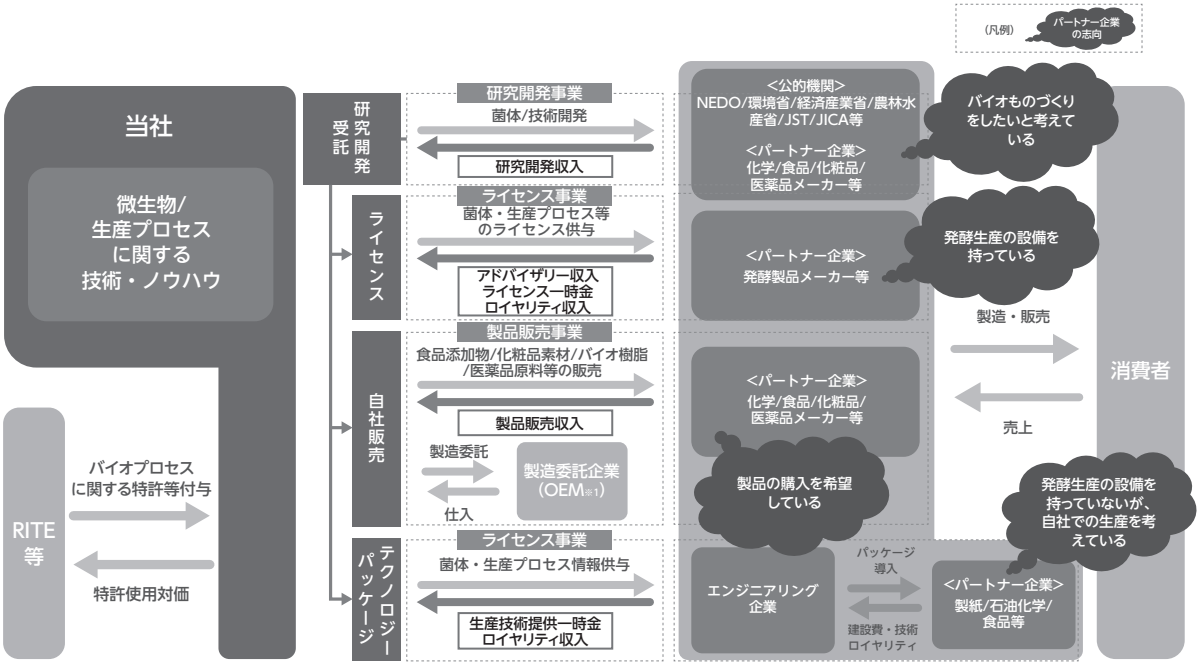

※1　OEM(Original Equipment Manufacturer)：委託者のブランドで製品を生産すること、又は生産するメーカーのこと

② 事業の経過及び成果

近年、米国や欧州等では、バイオテクノロジーと経済活動を一体化させた「バイオエコノミー」という概念に基づく総合的な戦略のもとに技術開発や政策が推進されております。

2022年９月に、米国で発表された「National Biotechnology and Biomanufacturing Initiative」のFACT SHEET (https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/09/12/fact-sheet-president-biden-to-launch-a-national-biotechnology-and-biomanufacturing-initiative/)

では、バイオものづくりが今後10年以内に製造業の世界生産の３分の１を置き換え、金額換算で約30兆ドル（約4,000兆円）に達するという分析がなされています。

また、欧州では、EUが規制戦略による循環型社会（サーキュラー・バイオエコノミー）の構築が進められ、英国では2023年2月に組織を新設するとともに、同年12月にEngineering Biologyに関するビジョン（「National Vision for Engineering Biology」）を公表しています。
このほか、中国、韓国、シンガポール等のアジア諸国でも、バイオものづくり産業に対する政策的な支援や市場創出の取組みが進められています。
日本においては、2024年６月に、内閣府(統合イノベーション戦略推進会議)が「バイオエコノミー戦略」を策定しました。本戦略は、バイオエコノミー市場拡大に向けて、2019年に策定した「バイオ戦略」から、「バイオエコノミー戦略」に名称を改め、最新の国内外の動向等を踏まえ、2030年に向けた科学技術・イノベーション政策の取組みの方向を取りまとめたものです。本戦略によると、バイオテクノロジーやバイオマスを活用するバイオエコノミーという産業の世界全体の市場規模は、2030年時点で約100兆円が見込まれており、うち当社が属するバイオものづくり・バイオ由来製品の領域は53.3兆円を占めています。

このような背景のもと、米国及び欧州を中心に微生物利用の工業化の競争が激化しておりますが、現在において微生物の効率的、安定的な利用が可能な微生物を使ったバイオものづくりの市場はいまだ未成熟であり、当社のバイオものづくり事業はこの新興市場へ先駆的に乗り出すものであります。
また、「バイオエコノミー」と並行して、「サーキュラーエコノミー（循環経済）」という概念が取り上げられ、これまでは廃棄物としてみなされていたものを有用物に変換することが求められています。当社は、非可食バイオマスを原料として、バイオものづくり技術により、バイオ化学品に変換する技術、ノウハウを有しており、これらを使った新しいソリューションを提供してまいります。

一方で、日本においては2023年に新型コロナウイルス感染症が５類に引き下げられ、社会・経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復傾向にあります。一方、長期化するロシア・ウクライナ情勢や米国の金利に関連した急激な円安の進行に加え、中東情勢緊迫化等の背景から、原材料価格やエネルギー価格の上昇により、依然として先行き不透明な状況が続くことが見込まれます。
このような状況下であるものの、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)より受託したバイオファウンドリ事業やグリーンイノベーション基金事業等、国内外のパートナー企業等との大型のパイプラインを含む研究開発を進捗させております。
なお、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢については、海外企業との取引において為替相場の影響は受けるものの、当社の現在の事業展開地域に当該各国は含まれておらず、現段階において、当該情勢による直接的な事業影響はございません。

以上の結果、当事業年度は売上高1,002,540千円(前年同期比11.7％増)、営業損失148,793千円(前期営業損失106,917千円)、経常損失138,087千円(前期経常損失108,156千円)となりました。当期純損失については、133,881千円(前期当期純損失112,215千円)となりました。
なお、当社はバイオものづくり事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

注　バイオファウンドリ：合成生物学や未利用微生物の実用化も含めた微生物等の育種から生産に必要な大量培養に至るまでのバイオ生産システム

③　設備投資の状況

特記すべき事項はありません。なお、バイオファウンドリ事業におけるバイオファウンドリ拠点の設備投資については、事業期間中は本事業で取得した固定資産はNEDOの所有となるため、記載しておりません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第11期	第12期	第13期	第14期 (当事業年度)
	2020年10月 1 日から 2021年 9 月30日まで	2021年10月 1 日から 2022年 9 月30日まで	2022年10月 1 日から 2023年 9 月30日まで	2023年10月 1 日から 2024年 9 月30日まで
売上高（千円）	502,559	585,161	897,422	1,002,540
経常損失（△）（千円）	△63,779	△113,873	△108,156	△138,087
当期純損失（△）（千円）	△74,135	△234,324	△112,215	△133,881
1株当たり当期純損失（△）（円）	△8.67	△22.33	△9.97	△11.87
総資産（千円）	1,125,905	3,384,306	2,672,098	2,736,290
純資産（千円）	800,711	2,217,772	2,110,488	1,975,121

注．当社は連結対象となる子会社及び関連会社を有しておりません。

(3) 主要な営業所等の状況（2024年９月30日現在）

企業名称	事業所	所在地
当社	本社	東京都新宿区 新宿三丁目５番６号
	Green Earth研究所	千葉県木更津市 かずさ鎌足二丁目５番９号
	バイオファウンドリ研究所	千葉県茂原市 東郷1900番地

(4) 使用人の状況（2024年９月30日現在）

企業名称	使用人数（名） （前期末比）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
当社	47 （４増）	48.1	4.3

注　上表は2024年９月末に在籍する当社の従業員を対象とし、派遣社員及び他社からの出向者を含みません。

(5) 主要な借入先及び借入額（2024年９月30日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社日本政策金融公庫	120,000
株式会社三井住友銀行	26,680

(6) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、現時点においては、新興市場であるバイオものづくり業界において先駆者優位性を獲得するためにも、事業成長への投資を優先しており、これはひいては株主への利益還元に繋がると考えております。

また、当社は、会社法第454条第５項に基づき、株主への機動的な利益還元を可能とするため、３月31日を基準日として、中間配当を取締役会の決議により行う旨の定款の規定を設けております。

将来的には、業績及び財務状況等を勘案しながら配当実施について検討していく方針でありますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

(7) 対処すべき課題

最近では、地球環境問題等に対する関心が高まり、非石油由来のバイオ樹脂や生分解性のバイオ樹脂に対するニーズが強まっております。また、近年、サーキュラーエコノミー（循環経済）ということが叫ばれ、廃棄物の有効利用が求められており、当社が有している非可食バイオマスの利用とバイオものづくりの知見を使ったソリューションを提供してまいります。

こうした状況を踏まえ、バイオ燃料生産技術の確立、バイオ樹脂原料の研究開発、海外企業とのバイオ化学品の研究開発、食品残渣・農業残渣由来のバイオ化学品の事業化、バイオファウンドリ事業を始めとする国のプロジェクトの成功に向けた取組みを展開してまいります。

当社は、自社で開発、生産、販売するという単純なビジネスモデルではなく、様々なニーズや課題を抱える他社との研究開発を実施し、事業化可能な技術レベルまで発展させ、最適な商用化の形（ライセンス、自社販売又はテクノロジーパッケージ）を選択し、収益を確保してまいります。当社が、バイオものづくりという新しい市場で生き残り、成長していくために、いずれの選択についても、市場規模の大きい重厚型、かつ継続的な収入が得られる長大型の案件に集中し、事業を展開してまいります。

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2024年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数

発行可能株式総数（株）	36,492,000

(2) 発行済株式総数

普通株式（株）	11,290,900

(3) 株主数

株主数（名）	4,326

(4) 上位10名の株主の状況

大株主（上位10名）		
株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社SBI証券	1,162,300	10.29
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,138,100	10.07
住友林業株式会社	900,000	7.97
公益財団法人地球環境産業技術研究機構	900,000	7.97
大田　誠	521,400	4.61
伊原　智人	450,000	3.98
DIC株式会社	417,000	3.69
野村信託銀行株式会社（投信口）	316,200	2.80
エア・ウォーター株式会社	300,000	2.65
小池　克昌	284,200	2.51

(5) 事業年度中に会社役員（会社役員であったものを含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要

第２回新株予約権	
新株予約権の数（個）	3
保有人数（名）	1
当社取締役（社外取締役を除く。）	1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）	普通株式　9,000
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50
新株予約権の行使期間	2018年６月16日～2026年５月15日
新株予約権の行使の条件	行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 なお、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。

第４回新株予約権	
新株予約権の数（個）	600
保有人数（名）	3
当社取締役（社外取締役を除く。）	1
当社監査役	2
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）	普通株式　180,000
新株予約権の発行価額（円）	1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60
新株予約権の行使期間	2019年11月18日～2029年11月17日
新株予約権の行使の条件	行使期間において次の各事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。 ・行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われたとき。 ・新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき。ただし、資本政策目的等により、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。 ・新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該取引所における普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき。 行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 なお、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。 また、新株予約権の一部は行使できない。

第５回新株予約権	
新株予約権の数（個）	570
保有人数（名）	2
当社取締役（社外取締役を除く。）	2
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）	普通株式　171,000
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60
新株予約権の行使期間	2021年11月16日～2029年11月15日
新株予約権の行使の条件	行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 なお、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 また、新株予約権の一部は行使できない。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要

該当事項はございません。

(3) 当事業年度末日におけるその他の新株予約権等の概要

当事業年度の末日に当社役員以外のものが有する新株予約権等の概要は次のとおりであります。

第２回新株予約権	
新株予約権の数（個）	3
保有者	当社従業員
保有人数（名）	1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）	普通株式　9,000
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50
新株予約権の行使期間	2018年６月16日～2026年５月15日
新株予約権の行使の条件	行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 なお、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。

第３回新株予約権	
新株予約権の数（個）	42
保有者	当社の外部協力先
保有人数（名）	1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）	普通株式　12,600
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60
新株予約権の行使期間	2019年11月18日～2049年11月17日
新株予約権の行使の条件	当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場の日が経過するまで行使することはできない。ただし、当社が上場日前の行使を別途認めた場合はこの限りでない。 また、当社の買収について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の５日前までの間に限り、行使することができる。買収とは次のいずれかの場合を意味する。 ・当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること。 ・当社がほかの会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。 ・当社がほかの会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。 ・当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。 ・当社が事業譲渡又は会社分割により、当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。 なお、新株予約権の一部は行使できない。

第５回新株予約権	
新株予約権の数（個）	600
保有者	当社従業員
保有人数（名）	5
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）	普通株式　180,000
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60
新株予約権の行使期間	2021年11月16日～2029年11月15日
新株予約権の行使の条件	行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 なお、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 また、新株予約権の一部は行使できない。

4．役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年９月30日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役CEO	伊原　智人	経営全般	－
取締役	川嶋　浩司	研究開発	－
取締役CFO	浦田　隆治	企画管理	－
取締役	本庄　孝志	－	公益財団法人地球環境産業技術研究機構 　専務理事 グリーンケミカルズ株式会社 　取締役
社外取締役	別所　信夫	－	株式会社RINCs 　代表取締役 株式会社M&Cデザイン 　取締役 合同会社大黒祥 　代表社員
社外監査役	岡安　静夫	－	－
社外監査役	髙　敏晴	－	髙敏晴会計事務所 　代表 合同会社フライハイト 　代表社員 株式会社メディカルネット 　監査役
社外監査役	増田　吉彦	－	増田吉彦公認会計士事務所 　代表 合同会社エムズコンサルティング 　代表社員 オープングループ株式会社 　取締役（監査等委員）

注１．岡安　静夫氏は、複数の企業における監査役としての実績を有しております。
２．髙　敏晴氏、増田　吉彦氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有します。
３．別所　信夫氏並びに岡安　静夫氏、髙　敏晴氏及び増田　吉彦氏は、会社法上の社外役員の要件を満たしていることから、2021年９月６日開催の臨時株主総会においてそれぞれ社外取締役及び社外監査役として選任されております。なお、社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社との間に重要な取引その他特別の利害関係は

ありません。
4．当社は、取締役及び監査役と責任限定契約を締結しておりません。
5．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を、取締役及び監査役並びに管理職従業員を対象として保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員又は従業員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
6．当社は、別所　信夫氏並びに岡安　静夫氏、髙　敏晴氏、増田　吉彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	4名	55,200千円	－	1,083千円	56,283千円
（社外取締役）	（1名）	（2,400千円）	－	－	（2,400千円）
監査役	3名	12,000千円	－	－	12,000千円
（社外監査役）	（3名）	（12,000千円）	－	－	（12,000千円）
合計	7名	67,200千円	－	1,083千円	68,283千円

注1．上表の（ ）は社外役員の報酬等であり、内書きであります。
2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．非金銭報酬等については、取締役（社外取締役を除く。）３名に対して有償ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る報酬のうち、当事業年度中において費用計上した額を記載しております。

(3) 報酬等に関する定款の定め又は株主総会決議に関する事項

取締役の報酬等総額は、2019年12月25日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。対象としている役員の数は５名であります。

監査役の報酬等総額は、2019年12月25日開催の定時株主総会において、年額15百万円以内と決議しております。対象としている役員の数は３名であります。

(4) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会において決議しております。株主総会で決議された報酬等総額の範囲内で、次の基本方針をもとに、類似の会社規模、経営環境、業態の他企業の役員報酬水準をベンチマークとして相対比較し、取締役会で決定する方針としております。

・当社のミッション、ビジョン、カンパニーゴールの達成に向けた貢献を勘案したものであること
・当社の成長を促すことを意識したものであること
・当社が経営を担うものに求める能力を備えた人材を確保できる報酬水準であること

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬等総額の範囲内で、職務の分担及び監査状況等を勘案し、監査役会で決定する方針としております。

(5) 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	発言状況等
社外取締役	別所　信夫	100% (14回／14回)	−	化学メーカーにおける経歴及び研究職としての見識に基づき、バイオものづくりに関する専門的見地からの発言を行っている。
社外監査役	岡安　静夫	100% (14回／14回)	100% (12回／12回)	金融機関等における業務執行の経歴に基づき、経営全般に対する監督機能として有益な発言を行っている。
社外監査役	髙　敏晴	100% (14回／14回)	100% (12回／12回)	会計及び監査に関する見識に基づき、財務に関する専門的見地からの発言を行っている。
社外監査役	増田　吉彦	100% (14回／14回)	100% (12回／12回)	会計及び監査に関する見識に基づき、財務に関する専門的見地からの発言を行っている。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Mooreみらい監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	18,600　千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,600　千円

注１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、報酬等の額について同意しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、次のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するための体制に関し、「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

b 取締役会は、原則として月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、機動的な意思決定を行う。

c 取締役は、職務の執行状況及び重要と認められる事項等について、適宜、取締役会に報告する。

② 従業員の職務の実施が法令及び定款に適合して行われることを確保するための体制

a 従業員は、職務権限規程に基づきその職務を実施し、法令、定款、その他の諸規程類及び社会規範等を遵守する体制を推進する。

b 内部監査室長は、代表取締役の指示のもと、事業活動の全般にわたる管理、運用の制度及び業務執行の状況を、適法性及び合理性の観点から検討、評価し、改善への助言や提案等を行う。

c 内部通報制度を整備し、役員及び従業員が、社内の法令等の違反行為について、不利益な取扱いを受けることなく、社内外に設置された窓口に直接通報できるよう、内部通報制度を整備し、窓口に寄せられた情報については、調査を実施し、適切に処理する。

③ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

a 取締役の職務の執行に関する文書等については、文書管理規程に従い、定められた期間において適切に保存及び管理を行う。

b 情報セキュリティ規程に基づき、第三者からのアクセス制限及び社内ネットワークの安全性の確保を図り、情報資産を保全する。

④ 損失の危険の管理に関する体制

a 内部監査室長は、代表取締役の指示のもと、内部監査によるリスクの把握とその評価及び改善指示を行い、各部門長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

b リスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、全社的なリスクの管理及び顕在化した又は顕在化する恐れのあるリスクへの迅速な対応を実施する。

c 経営上の重大なリスク及びその他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において報告し、必要に応じて適切な対応を行う。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

a 適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告にかかる内部統制の体制整備と有効性の維持、向上を図る。

b 会計監査人は、財務報告にかかる内部統制の有効性の評価を行い、不備等があれば必要な是正を行うよう指示するとともに、その内容を代表取締役に報告する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、取締役会は、必要な人数及び求められる資質、能力について監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで適切な補助使用人を指名する。

b 補助使用人は監査役の指揮命令に従い、その業務を行う。また、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、取締役会は監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで実施するものとする。

c 補助使用人としての職務執行を理由として、補助使用人を不利に取り扱わず、補助使用人としての独立性

を確保することにより、その指示の実効性を確保する。

⑦　取締役及び従業員又はこれらのものから報告を受けたものが監査役に報告をするための体制並びに当該報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a 取締役及び従業員は、法令に定められた事項のほか、監査役の求めに応じて、随時事業及びその他の事項に関する報告を行う。

b 取締役は、会社に著しい損害が生ずる恐れがある事実を発見した場合には、速やかに監査役に直接報告することができる。

c 監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、取締役及び従業員に対し不利な取扱いを行わない。

⑧　監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制並びに監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用、又は債務の処理にかかる方針に関する事項

a 監査役会は、原則として月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。

b 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認めるその他の重要な会議に出席し、意見を述べることができるよう、その機会を確保する。

c 監査役は、随時会計システム等の社内の情報システムの情報を閲覧することができる。

d 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

⑨　反社会的勢力排除に向けた体制

a 反社会的勢力について、反社会的勢力対応規程に基づき、取引等一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応していく。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制として、取締役会を開催し、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を確保しております。また、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、監査役監査を実施し、監査結果を監査役会において協議して、適宜取締役への助言、提言を行っております。

また、リスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催予定し、全社的なリスクを把握、管理して、リスクの発生の防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化に努めております。

業務の統制については、当社の組織及び事業の状況を踏まえ、法令に準拠して、規程類の制定及び改廃、並びに管理システムによる運用を行っております。

これらのコンプライアンスや管理体制の順守につき、全部門を対象に内部監査及び監査役監査を実施し、業務の適法性、合理性及び効率性の担保に努めております。

貸 借 対 照 表

（2024年 9 月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,636,062**	**流動負債**	**608,555**
現金及び預金	2,274,249	1年内返済予定の長期借入金	7,940
売掛金	195,512	リース債務	4,869
仕掛品	147,815	未払金	109,752
貯蔵品	1,606	未払法人税等	11,423
前渡金	4,340	未払消費税等	13,722
前払費用	4,681	仮受金	456,718
立替金	7,855	その他	4,128
固定資産	**100,228**	**固定負債**	**152,613**
有形固定資産	**99,343**	長期借入金	138,740
建物（純額）	6,456	リース債務	5,027
建物附属設備（純額）	1,486	繰延税金負債	1,977
機械及び装置（純額）	58,021	資産除去債務	6,868
工具、器具及び備品（純額）	7,644	**負債合計**	**761,169**
リース資産（純額）	9,590	（純資産の部）	
建設仮勘定	16,143	**株主資本**	**1,974,941**
無形固定資産	**885**	**資本金**	**1,600,529**
ソフトウエア	885	**資本剰余金**	**1,590,529**
		資本準備金	1,590,529
		利益剰余金	**△1,216,089**
		その他利益剰余金	△1,216,089
		繰越利益剰余金	△1,216,089
		自己株式	**△28**
		新株予約権	**180**
		純資産合計	**1,975,121**
資産合計	**2,736,290**	**負債純資産合計**	**2,736,290**

注　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで

(単位：千円)

科　　目	金　　額	
売上高		1,002,540
売上原価		560,695
売上総利益		441,844
販売費及び一般管理費		590,638
営業損失（△）		△148,793
営業外収益		
受取利息	228	
為替差益	20	
補助金収入	12,047	
講演料等収入	240	
その他	212	12,749
営業外費用		
支払利息	2,010	
株式交付費	31	2,042
経常損失（△）		△138,087
特別利益		
新株予約権戻入益	6,788	6,788
特別損失		
固定資産除却損	328	328
税引前当期純損失(△)		△131,626
法人税、住民税及び事業税		2,310
法人税等調整額		△55
当期純損失（△）		△133,881

注　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,600,178	1,590,178	1,590,178	△1,082,208	△1,082,208	△28	2,108,120	2,368	2,110,488
当期変動額									
新株の発行	351	351	351				702		702
当期純損失（△）				△ 133,881	△ 133,881		△ 133,881		△ 133,881
株主資本以外の項目の当期変動額　（純　額）								△2,188	△2,188
当期変動額合計	351	351	351	△ 133,881	△ 133,881	—	△ 133,179	△2,188	△ 135,367
当期末残高	1,600,529	1,590,529	1,590,529	△1,216,089	△1,216,089	△28	1,974,941	180	1,975,121

注　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記
(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
貯蔵品	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定額法を採用しております。
（リース資産を除く）	なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
	建 物　38年
	建物附属設備　15年
	機械及び装置　2～8年
	工具、器具及び備品　3～8年
無形固定資産	定額法を採用しております。
（リース資産を除く）	なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。
リース資産 （所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産）	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費	支出時に全額費用処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基3
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

研究開発事業	本事業においては、研究開発やパイロットテスト、研究役務の実施、パートナー企業がバイオものづくりにあたって必要とする設備の導入にかかる役務等の受託業務の研究開発収入が該当します。これらの履行義務は契約期間における受託業務の実施であり、業務が完了し、その成果物である報告書等が検収された時点で履行義務が充足されるものとして、収益認識しております。
ライセンス事業	本事業においては、ライセンス契約にかかるライセンス一時金やロイヤリティ収入等が該当します。ライセンス一時金は、当社が保有するライセンス(知的財産)をパートナー企業に貸与すること、又は契約で設定したライセンス条件(ライセンスを使用した商品の販売開始や一定の販売量への到達等)の達成が履行義務であり、前者はライセンス契約の締結時点、後者は当該条件の達成時点で履行義務が充足されるものとして、収益認識しております。 また、ロイヤリティ収入は、契約期間におけるパートナー企業へのライセンスの供与が履行義務であります。そのため、パートナー企業の売上高等の発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、一時点で収益を認識しております。
製品販売事業	本事業においては、パートナー企業から受託した製品の製造受託業務や、当社において製造した製品の販売の製品販売収入が該当します。これらの履行義務は、前者については受託した製品の納品、後者については受注した製品の納品であり、納品物が検収された時点で履行義務が充足されるものとして、収益認識しております。

取引の対価は履行義務の充足前に前受金等として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	金額
研究開発（Stage2）	968,780
ライセンス・製品販売（Stage3）	33,760
顧客との契約から生じる収益	1,002,540
その他の収益	―
外部顧客への売上高	1,002,540

Stage2(開発段階)においては、対象製品に対する需要を抱える企業等と最適な菌体及び生産プロセスを開発しており、主として研究開発収入を収益として計上しております。

Stage3(商用化段階)においては、事業化された技術のパイロットテストの実施、パイロットテスト後の商用化された技術をパートナー企業等にライセンス供与、又は当該技術を使用した自社販売(外部へ委託生産し、当社が販売)を行っており、主としてライセンス一時金、ロイヤリティ収入又は製品販売収入を収益として計上しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表　1．重要な会計方針に係る事項に関する注記　(6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	－	195,512
契約負債		
前受金	－	－

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、ライセンス収入については、パートナー企業の販売実績に基づくロイヤリティのため、注記の対象には含めておりません。

3．会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	減損損失計上額
有形固定資産	99,343	－
無形固定資産	885	－

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算定方法

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当社の将来の事業計画を基に、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、経済環境、政策動向等の外部要因や各パイプラインの進捗状況、過去の実績等に基づく予測情報等を主要な仮定として使用しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損損失を計上する可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

209,815千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　11,290,900株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式　36株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

普通株式　561,600株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金及び減損損失であります。なお、回収可能性を勘案した結果、全額評価性引当額を計上しており繰延税金資産の計上額はありません。繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用であります。

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、必要な資金は自己資金及び借入金等で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して、運用を行っております。

営業債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日及び残高の管理をするとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念を早期に把握して、リスク軽減を図っております。

営業債務は、そのほとんどが債務発生月より１ヶ月以内の支払期日であります。また、長期借入金は、主に研究開発費にかかる資金調達を目的としており、金利の変動リスクに晒されておりますが、適時に資金計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年９月30日現在における、金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	146,680	145,535	△1,144
リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）	9,897	9,853	△43
負債計	156,577	155,389	△1,187

注　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期借入金(１年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金のうち、固定金利によるものの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

また、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状況は借入実行後から大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務(１年内返済予定のリース債務含む)

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

８．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額

174円91銭

(2) １株当たり当期純損失

11円87銭

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年11月13日

Green Earth Institute 株式会社
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　吉　原　　浩

指定社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　豊　毅

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、Green Earth Institute株式会社の2023年10月１日から2024年９月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年10月１日から2024年９月30日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月14日

Green Earth Institute株式会社　監査役会

常勤監査役　（社外監査役）　岡安　静夫　㊞
監査役　（社外監査役）　髙　敏晴　㊞
監査役　（社外監査役）　増田　吉彦　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿一丁目６番１号

新宿エルタワー30階　サンスカイルームＢ１会議室

交通のご案内

新宿駅（JR線・小田急線・京王線・東京メトロ丸ノ内線・都営新宿線）より**徒歩５分**

西武新宿駅（西武新宿線）より**徒歩10分**

